

平成22年5月18日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成22年5月18日
開会 10時58分 閉会 11時30分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 堀川貴庸
委員 谷口和弥 野原恵子 前川敏春 大野和政 千葉幹雄
議長 古川 稔
- 4 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 傍聴者 中橋友子 増田武夫 勝毎 平田記者
- 6 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 民生部長 菅好弘
町民課長 川瀬俊彦 国保医療係長 山本充
- 7 審査事件 別紙
- 8 審査結果 別紙

委員長 堀川貴庸

◇審査内容

(10:58 開会)

- 委員長(堀川貴庸) それでは、民生常任委員会を開会いたします。早速ですが、これより議事に入りたいと思います。議案につきましては、先ほど本委員会に付託されました議案第37号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査に入りたいと思います。また、審査に入ります前に皆さんにお諮りしたいと思います。担当部局から、追加の説明資料を準備してあるとのことですので、配布したいと思いますよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

- 委員長(堀川貴庸) それでは、追加の資料配布のために暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

- 委員長(堀川貴庸) それでは、休憩を解いて再開します。では、議案第37号について提出者より説明を求めたいと思います。民生部長。
- 民生部長(菅好弘) 議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。先ほど本会議におきまして、高橋副町長が提案の説明がありましてとおりでありますけれども、私のほうからはただ今お配りしました資料によりまして、ご説明をさせていただきたいと思います。副町長の説明と一部重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願ひします。それでは、議案第37号資料、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をご覧くださいと思います。この表につきましては、一番左の欄が改正項目について、次の欄が関係する法令等の条項について、次の欄が改正する内容について、次の欄が適用する年月日について、それぞれ掲載をいたしております。まず、改正項目の1につきましては、国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額について、条例では第2条第2項になりますけれども、地方税法第703条の4第12項、及び同法施行令第56条の88の2第1項の規定により、限度額を47万円から50万円に改めるものであります。また、後期高齢者支援金分の課税限度額につきましても、条例では第2条第3項になりますが地方税法第703条の4第21項、及び同法施行令第56条の88の2第2項の規定により限度額を12万円から13万円に改めるものであります。なお、介護納付金分の限度額は据え置きとするものであります。合計では、平成21年度の課税限度額が69万円であったのが、平成22年度の課税限度額は合計で73万円となるものであります。適用年月日は、平成22年度以降の国保税について適用するものであります。2pをお開きいただきたいと思います。改正項目の2は国民健康保険税の減額についてであります。

条例は第26条になりますが、関係条項は地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の89第2項になります。改正の内容につきましては、7割・5割・2割軽減の軽減後の課税限度額を条例第2条第2項、第3項と同様に引き上げるものであります。また今までは表にありますとおり、応益割合により軽減率が決まっておりましたが、地方税法等の改正により応益割合に係らず市町村の判断で選択できるようになったことによる、引用条項の整理をするものであります。幕別町では、これまでも7割・5割・2割軽減を行っておりますことから、影響はありません。適用年月日は、平成22年度以降の国保税について適用するものであります。改正項目の3は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。条例は第26条の2になりますが、関係条項は地方税法第703条の5の2になります。改正の内容につきましては非自発的な理由により離職した一定の方である場合において、在職の保険料負担と比較して過重とならないよう、離職の日の翌日の属する月からその月の属する年度、及び翌年度末までの

間、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定することにより、負担軽減を図るものであります。注意書きにありますように非自発的な理由により離職した一定の方とは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者、いわゆる倒産や解雇などの理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方、及び雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者、いわゆる特定受給資格者以外の方であって、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、そのほか止むを得ない理由により離職した方ということになります。適応年月日は、平成22年度以降の国保税について適応するものであります。次に、改正項目の4は、特例対象被保険者等に係る申告についてであります。条例は第28条の2になります。特定受給資格者及び特定理由離職者の方が、条例第26条の2に規定する課税の特例の対象となるためには、申告が必要とするものであり、その際には雇用保険受給資格者証を提示しなければならないとするものであります。適応年月日は、平成22年度以降の国保税について適応するものであります。次に改正項目の5、これにつきましては公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。条例は附則第8項になりますが、関係条項は地方税法附則第35条の5になります。地方税法の改正等に伴いまして、引用条項を整理するものであります。次のpになります。改正項目の6は、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。条例は附則第19項になります。関係条項は所得税法等の一部を改正する法律第17条、及び租税条約等実施特例法第3条の2の3になります。所得税法等の改正に伴いまして、引用法令の名称を変更するものであります。適応年月日は、平成22年度以降の年度分の国保税について適応するものであります。改正項目の7につきましては、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。条例は附則第20項になりますが、関係条項は所得税法等の一部を改正する法律第17条及び租税条約等実施特例法第3条の2の3になります。所得税法等の改正に伴いまして、引用法令の名称を変更するものであります。適応年月日は、平成22年度以降の年度分の国保税について適応するものであります。改正項目の8は、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例についてであります。条例は附則第21項になります。国の取り扱い要領の改正に伴いまして、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった方、いわゆる旧被扶養者といいますけれども、その方についてこれまで保険料を賦課されていなかったことを鑑み、資格取得から2年間、国保税の軽減措置を実施しておりましたが、この軽減期間について当分の間継続するものであります。参考に記載しておりますが、軽減の内容につきましては、所得割・資産割につきましては賦課をしない、均等割りを半額とするもので、被扶養者のみで構成されている世帯については平等割りを半額とする内容であります。適応年月日につきましては、平成22年度以降の年度分の国保税について適応するものであります。以上の資料の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長(堀川貴庸) ただ今、改めまして議案第37号につきまして説明を受けました。これらにつきまして、これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方いらっしゃいますか。谷口委員。
- 委員(谷口和弥) 8つの改正項目をお示しいただいたわけですが、そのうちの1つ目のことについて、3点ほど質問させていただきたいと思います。1点目は、基礎課税限度額が上がるわけですが、どのような所得の人たちがこの上がる対象になっていくのか、所得の部分ですね、お尋ねします。それから、課税限度額が上がる世帯数、何世帯あるのか、予想

されるのかということ、3つ目にはそれらによっていくら増収になるということ进行予想しているのか、この3点お答えいただきたいと思います。

- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 課税限度額の引き上げということでありますので、まず限度額超過となる世帯はどのような方かという点でありますけれども、これは一例を申し上げますと、世帯の被保険者数が1人の場合につきましては、748万3千円以上の方が限度額超過となる世帯になると思われます。それは一つの例です。被保険者の数が例えば2人になりますと、710万円以上の所得のある方ということになります。これは均等割りが増えるから所得割の率が減るということです。そのような方が対象になると思っています。続きまして、対象となる世帯数でありますけれども、基礎課税分につきましては50万円以上の対象の世帯数は248世帯と推計しています。これはまだ税が確定しておりませんので、4月30日時点ということを押えていただきたいと思っておりますけれども、248世帯で増額分は1世帯あたり3万円の増ということになりますので、掛け算すると744万円ということになります。次に、後期高齢者の支援金分につきましては、13万円以上ということになりますが、332世帯、これは1万円の引き上げですので影響額は332万円ということになります。参考までに申し上げますけれども、基礎課税分につきましては現在の47万円を超えて50万円未満の方につきましては19世帯、25万4千円。あと同じく支援金のほうにつきましては、現行の12万円から13万円の間ににつきましては28世帯で14万8千円と試算しております。トータルしますと増収分につきましては、約1,100万円くらいという風に推定しているところであります。
- 委員長（堀川貴庸） ほかにいらっしゃいますか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 改正項目の3に係って、ちょっと質問させていただきたいんですが。内容は理解しました。いわゆる企業が倒産したり、リストラにあたりということですね。それで、これ雇用保険法第13条第3項に規定する云々ところちょっと私分らないもんですから、今調べられなかったもんですから。失業してずっと継続して失業するというか、それはこれで分かるんですけども、例えば1ヶ月、2ヶ月失業して復帰しますよね。職が見つかってまた働き出すという場合も、これに該当するんですか。7割軽減、その辺はどうなるのでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） いわゆる失業したら、所得につきましては100分の30の取り扱いになるということですがけれども、これにつきましては、新しく雇用されて、これが社会保険を掛けてもらえるような、例えば会社等に就職した場合には、これは社会保険になりますから国保を離脱することになりますので、この適用はありません。会社等に同じく就職したとしても、その会社によっては社会保険を掛けない場合もあります。相変わらず、そのまま国保に継続する場合、この方につきましては会社に就職したとしても国保続きますので、この軽減措置は離職したその年度とあともう一年度、合わせて2ヵ年度適用になりますけれども、それは継続します。
- 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 社会保険に移れる場合はそれでいいんですけども、同じ条件ですね。早いのはなし、同じ条件で1ヶ月きれたと、それで所得が前年対比12分の11だったと、例えばの話です。それでも7割軽減が適用されるという押さえでいいんですか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。

- 町民課長（川瀬俊彦） お見込みの通りです。
- 委員長（堀川貴庸） はい、ほかに。野原委員。
- 委員（野原恵子） 今、ボーダーラインの世帯数ということで限度額の最低所得は748万3千円、これ一人世帯ということですよ。その総数が248世帯という風に、お聞きしたところですが、この248世帯の全部、その所得というのですか、家族の多い方は、たくさん2人だけでなく、3人、4人といいますよね。そういう中での248世帯の中での最低の所得というのは、どのくらいの所得になるんでしょうか。家族の多い方で。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 私、一例といたしまして世帯の構成員が1人の場合は、748万円という話をしました。2人の場合は710万円、3人ならば671万6千円、4人ならば633万3千円、5人であれば595万円。人数によって掛け算する部分が増えますから、世帯員の数、その分、所得割りの分が減っていくという形ですね。そういうことで、ご理解いただければいいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 今、非常に経済状況が厳しい中で、1人世帯・2人世帯ということになりますとね、所得は高いかなと思うんですけど。今、商売やなんかをしましてね、扶養家族が多くて、2世帯、3世帯で暮らしている方も中にはいらっしゃる。そういう中で、家族が5人、6人と増えていきますとその限度額が下がっていきますよね。そういう中では、今非常にね、生活そのものが厳しい。このくらいの所得があっても、家族が増えることによりまして諸経費がかかって生活が大変だ、払いたくても中々払えないんだ、というそういう声も中にはあるんですよ。そういう中で、こうして引き上げられますと、ますます納税意欲が失うとか、それから中々払いきれないとか、そういう状況もありうるんです。こう地域なんかを歩いていたりするとね。そういう中で限度額を上げていくというのは、非常に矛盾を感じる部分もあるんですが、そういう手立てはどのようにお考えなのか、ちょっと聞きたいなと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 今回の限度額の改正につきましては、国はですね、主たる目的は中間所得者層、及び低所得者層の方の保健税の軽減をするというのが狙いです。その手立てとしまして限度額を引き上げて、高額の方からその少し負担を増やしてもらうという考え方です。先ほど言いましたようにですね、今回の改正に伴いまして、今現在の47万から50万の間の方は19世帯、基礎課税の分ですね。それと50万以上の方は248世帯ということで、ほとんどの方はですね限度額の引き上げがあったことに関係なく、3万円引きあがっても相変わらず同じ、高額の方ということで、そういうような特徴があるのかなと思います。決してその方の生活、楽だと言ってる訳ではありませんけれども、基本的には所得の高い方にご負担を今回はいただくというのが趣旨だということで、ご理解いただきたいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） よろしいですか。野原委員。
- 委員（野原恵子） 説明は分かったのですが、やはり扶養家族の多い方のところの限度額も上がるというところに、やはり一つね、確かに所得の高い方、一人世帯で748万3千円という方の限度額上がるのは止むを得ないかなと思いますが、扶養家族の多いところのね増税ということになりますと、これまた生活困難が深まるのかなという風に思うもんですから、その辺の扶養家族の多いところの手立てということも、必要なのかなと意見として私は上げておきます。
- 委員長（堀川貴庸） 答弁よろしいですね。ほかにないようでしたら。野原委員。

- 委員（野原恵子） この国の方針だと言いますが、十勝全体の町村は課税の限度額を上げるという手立てをとっているのでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） これは地方税法等に伴う改正ですので、これは十勝管内いずれの町村も法律どおりに、改正すると聞いております。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 幕別の場合はね、今限度額を4万円上げますよね。他町村も最高限度額は同じに上げていく、そういうことを講じているのでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長
- 町民課長（川瀬俊彦） 私の答弁、ちょっと、不足気味でしたのでちょっと補則させていただきますけど、帯広市につきましては保険料ですので、これは通常1年くらい遅れることになるのかなと思います。他町村、帯広以外の町村につきましては、このように臨時会を開いて、通常、審議するわけでありまして、既に議決されている町村もありますし、これから議会が開かれて議決に向うところもあろうかと思えます。そのようなことで、私が申し上げたのはだいたい法律の改正どおりに、改正という方向になるという風にお聞きしているということでもあります。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 同じ限度額を、後期高齢者支援分も13万円、基礎課税額も50万円ということで、どこの町村もこの同じ金額で上げていくということですか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） お見込みの通りです。
- 委員長（堀川貴庸） ほかにないようでしたら質疑を終わりたいと思います。質疑を終わります。説明員の方が退席されますので暫時休憩いたします。
（暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） 休憩前に引き続きまして、再開いたします。質疑が終わりましたので、これから討論をおこないたいと思います。まず、反対のご意見がございましたら。野原委員。
- 委員（野原恵子） 高額所得者の限度額を上げていくという説明でした。けれどもその中で、家族の多い方の限度額の金額、これが5人で595万ということなのですが、こういう構成の中には2世帯、3世帯、そういう世帯も含まれていると推察されます。そういう中で、国保税、それに住民税、所得税、65歳の人であれば介護保険料、75歳の人であれば後期高齢者保険料、こういうものが負担として掛かってくるわけですね。ですから国保税だけでなく、様々な税も負担になるということでは、今こういう経済状況の中では本当に負担が重いと思いますので、この国保税を引き上げていくということには、非常に生活困難に陥る、そして経済のまわっていき、そういうところでも上げることによって不利益をこうむる、ということも多々あると思うんですね。ですから、そういう点では今、この時期に国保税を上げるべきではないと私は思いますので、そういう立場でこの税の引き上げには反対と考えております。
- 委員長（堀川貴庸） 続きまして、賛成の方のご意見ございますか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 賛成の立場というのでしょうか、この制度そのものは掛かったものを、どうやって皆さん方に負担していただくかということが根っこですから、ですからその所得金額に応じて、それぞれ段階的に決めているわけですね。ですから、そういった考え方に立つと

ある程度所得の多い人に、今回はもっと負担をね多くしてもらおうということですから、これをしなければ全体に保険料率の見直しをしなければならぬ。ということは低所得者からも、負担増につながってくる可能性があるわけですから、当然ある程度所得のある人たちが、当然担税能力というか負担できる範囲で負担をしていくということは、私は今の制度の中では、全体のことを考えるとやむなしと、いう風に私は思います。

(野原委員より、討論の補則の許可を委員長に求める発言あり。)

- 委員長（堀川貴庸） 基本的に補則はちょっと無いと思うんですけど、もし皆さんでいいよということであれば、あれですけども。

(原則に基づいてやったほうがよいとの声あり)

- 委員長（堀川貴庸） はい、わかりました。ほかに反対のご意見ございますか。ありませんね。以上で討論を終結いたします。これより採決に入ります。付託されました議案第37号の幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。起立多数であります。従いまして、議案第37号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決いたしました。これで、議案第37号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査を終了いたします。なお、本件の報告書につきましては、正副委員長で作成したいと思いますよろしいでしょうか。

(はいの声あり。)

- 委員長（堀川貴庸） はい、それではそのようにさせていただきます。以上で民生常任委員会を閉会いたします。

(11:30 閉会)